

平成21年5月28日
効率化対策委員会決定

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構支出点検プロジェクト チーム設置要領

(趣旨)

第1条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における支出の点検等を行うための自立的な取組を促進するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構支出点検プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 支出の節減・効率化を図るための取組
- (2) 職員の意識改革を促進するための取組
- (3) その他支出の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

3 プロジェクトチームは、その取組状況をホームページにより公開するものとする。

4 業務の効率化に関する事項については、本部及び各研究所等における業務効率化対策推進チームと連携を図り、取組むものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 理事（総務・農業者大学校担当）

副チーム長 統括部長、総合企画調整部長

委員 情報広報部長、総務審議役、企画調整室長、総務課長、財務課長、
資産管理課長、広報課長、知的財産センター長、産学官連携センター長

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの取組に関し外部有識者の意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、財務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月28日から施行する。

「支出点検プロジェクトチーム」と「業務効率化対策推進チーム」との関係

平成21年5月28日

農研機構組織規程(13規程第2号)
第3条 研究機構に、その業務の遂行に関し必要な事項を審議するため、理事長が別に定めるところにより、委員会その他の審議機関を置くことができる。

農研機構業務をより効率的に推進するため

農研機構「効率化対策委員会」設置
(H17.8.5役員会で了承)
(所掌事務)
1. 「基本計画」の策定
2. 業務の効率化対策の推進及び進捗状況の点検
3. その他理事長が必要と認める事項

業務効率化推進基本計画
(H18.3.17 効率化対策委員会で決定)
(計画内容)
1 物品・役務契約の効率化
2 施設保守管理契約の効率化
3 施設等の廃止及び集約と共同利用の促進
4 その他
(推進体制の整備)
本部及び各研究所は、**業務効率化対策推進チーム**を設置

業務の効率化に関する事項

連携を図り実施

農研機構「支出点検プロジェクトチーム」の設置
(H21.5.28 効率化対策委員会へ設置提案)
(取組内容)
1 支出の節減・効率化を図るための取組
2 職員の意識改革を促進するための取組
3 その他支出の削減に資するための取組
(推進体制)
本部に設置

農研機構全体の支出点検に関する事項
(無駄を削減する取組)